

保護者様

年 組 名前 さん

信州大学教育学部附属長野中学校長

出席停止についてのお知らせ

お子さまは、学校保健安全法第19条に定められた感染症（新型コロナウイルス感染症）及び文部科学省の通知に従い出席停止となります。ご家庭においては、自宅で休養されるとともに、場合によっては医師や保健所等と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。なお、出席停止措置の期間中は欠席扱いにはなりません。

また、出席停止期間後に登校する際は、下記の「出席停止報告書」に必要事項を記入の上、健康観察カードとともに学校へ提出してください。

【出席停止期間について】

新型コロナウイルスと病院で診断されたときは、すみやかに学校にご連絡ください。新型コロナウイルス感染症による出席停止期間は「治癒するまで」です。新型コロナウイルス感染症の疑い、またはその他発熱等の風邪症状が理由で欠席したお子さまについては、発熱等の風邪症状が快癒した翌々日までが「出席停止」となります（発熱または症状が消失した日を0日と数えて3日目から登校可）

きりとりせん

新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）に関する登校許可願（治癒証明書）

学校長様

年 組 名前

出席停止期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

以下につきまして、治癒もしくは解消したため、出席停止の解除をお願いします。

出席停止の理由に○をつけて提出してください。（9. その他には理由の記入をお願いします）

1. 新型コロナウイルス感染症と病院で診断されたとき
2. 病院受診後、新型コロナウイルス感染症ではないと診断されたが、自宅で休養した場合
3. 風邪の症状※1（発熱・咳、強いだるさ等）などがみられ、自宅で休養した場合
4. 登校後発熱等の風邪症状がある場合（公共交通機関は利用せず、原則保護者のお迎えをお願いします）
5. その他保健所が必要と認める場合等（濃厚接触者としての扱いで欠席せざるを得なかった場合等）
6. 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や、基礎疾患等のある児童生徒が感染予防のため欠席する場合（主治医に相談の上、登校の判断を仰ぐ）
7. 同居家族に新型コロナウイルス感染症と診断された、または風邪症状があることを理由に欠席する場合
8. 感染症対策のため自主的に欠席する児童生徒で、保護者から連絡があった場合
9. その他 理由（ _____ ）

保護者名

印